

令和 8 年 4 月 1 日の法改正

17 歳 6 ヶ月で「仮免許」が取得可能

令和 8 年 4 月 1 日の道路交通法改正により、17 歳 6 か月で仮免許の取得、
運転免許試験場での本免学科試験の受験が可能となります。

これにより、18 歳の誕生日以降でしか受験できなかった修了検定・仮免許学科試験が、
17 歳 6 ヶ月になるタイミングで受験可能となります。

その後、教習所を卒業、運転免許試験場での本免学科試験受験まで進められますが、
合格されても免許証の交付は誕生日以降、満 18 歳となりますのでご注意ください。

学生の皆様が冬休みから春休みにあたる時期は大変混雑し、
特に早生まれの方は、4 月の新生活に向けて大変な労力がかかっている状態でした。
今回の改正により、ある程度進路の見通しが立っている方は、夏から秋にかけて
教習を開始することが可能となり、教習や試験場での受験を混雑する 3 学期ではなく
空いている時期に行うことができます。

早生まれの人も、これからは安心です！

早めの教習開始で、余裕をもったスケジュールで免許取得を目指しましょう！



普通車 準中型 中型 大特車 普通二輪 大型二輪 小型 MT 小型 AT

京都府公安委員会指定・技能試験免除

京都湯の花自動車学校

入校の申込み・お問い合わせは

☎ 0771-24-0211

〒621-0241 京都府亀岡市宮前町猪倉椿原 17

■ホームページ

京都湯の花自動車学校

検索